

2008 年 1 月 3 1 日

和田 洋一

コンテンツ・日本ブランド専門調査会コンテンツ企画 WG（第 4 回）意見書

本 WG の最終ペーパーに反映されることは想定していませんが、私見を申し述べます。
(すべての文末に「～と思う」と付加してご覧ください)

1. コンテンツ産業強化の最重要ポイント（そして、ほぼ全て）は、コンテンツ創造環境
の整備である

(1) コンテンツ産業の競争力の源泉はコンテンツ創造力そのもの

コンテンツ産業の本源的価値は、当然ながら、コンテンツそのものである。

当産業発展のために必要な事は、コンテンツ収益化についての環境整備ではなく、大元であるコンテンツの創造能力をいかに高めるかであるはず。いわんや、過去のコンテンツの収益化にかかる制度補助は政策の本質ではない。

(2) コンテンツそのものの価値、さらには、我が国のコンテンツ創造能力を認識すべき

コンテンツの価値を、隣接分野に対する間接的経済効果として捉えがちな傾向がある。これは、コンテンツそのものの価値の認識が困難なためではないか。

技術は不可逆的に進歩し（従って減価する）、事業モデルは環境に従って適応という形で進化する（従って入れ替わる）。他方コンテンツは、自らを体現する技術（例えば、メディア、プラットフォーム）を乗り換え、収益化のモデルを環境適応させていくことで生き続ける。

劣化しにくい価値、あるいは時間価値を含めた経済価値と捉えれば、コンテンツには非常に大きな価値がある（著作権の期限延長を謳っているのではないので念の為）。

また、技術及び事業モデルの教育よりも、その基盤に歴史的な熟成を要求するコンテンツ創造の能力開発は遙かに困難。

我が国は、世界的にも稀有な能力を有しており、国際競争力は極めて高い。

(3) 議論するのであれば、コンテンツの定義を行うべき

例えばデジタルコンテンツであれば、お客様の前に像を結ぶまでに、ハード、ネットワーク、メディア企画、ユーザーインターフェイス（ハード、ソフト）、課金等基幹サービス、コード、データと、幾層にも機能が重なっている。

コンテンツとは、データ、さらにデータ（and/or コード）と顧客と一体と捉えられるところのコミュニティ・サービス、この2種類ではないだろうか。定義付けには思想が入り込むが、まさに思想を明らかにする定義がなければ議論の土台が脆弱なままとなる危惧がある。

(4) さらに、コンテンツを創造するクリエイターの定義を行うべき

プロとしてのクリエイターと参加者（例えば YouTube への投稿者）とは峻別して議論すべきである。

参加者の利便性を議論する際には、参加者を活性化することで新たな収益事業を考察しているのか、クリエイター予備軍の層を厚くする方策を談じているのか、いずれを行っているか自覚する必要がある。

いずれにしても、参加者にかかる議論は、プロとしてのクリエイターについての直接的な議論ではない。

また、コンテンツ創造・制作は、必ずしも一人のクリエイターで完結しない。規模の大小、範囲の差はあれ、コンテンツは集団で創造され、制作される。

クリエイターにかかる諸問題を考える際、コンテンツがいかに作られるか把握しなければ、議論が拡散しかねない。

さらに、コンテンツの種類によって創造、制作過程が全く異なるため、汎用政策、特化政策の境界をどこに求めるかは、真摯な議論が必要である。

2. 著作権を議論する際には、まずは、権利促進と利用促進の新たなバランスをいかに構築するかという理念の整理をすべき

- (1) 本専門調査会のテーマである「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策の検討」においては、まずその大前提として、技術発展に伴って生じた様々な問題、特にインターネットの出現とその普及、様々なデジタル技術の発展等を念頭において、従来型の、どちらかというと権利保護に重点を置いた著作権制度について中長期的な視点から見直しを図ることが必要と思われる。

- (2) 現行の著作権法制は、「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的として制定されているが、昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、現行著作権法の前提とは大きく異なった環境が出現しており、このため、現行著作権法制が十分に対応できているとは言い難い状況が生じている。
- (3) さらに、著作物の自由な利用や相互連携が産業や文化の発展につながるなどの新たな理念が生じてきている。また、インターネット上での権利侵害は、容易に国境を越えて同時・大規模に発生し、権利行使の実効性確保が非常に困難となってきた。この事態は、コンテンツ産業の健全な発展を阻害するとともに、従来の理念の実現自体を揺るがすに至っている。
- (4) 従って、一つの理念で全ての著作物を扱うという従来の考え方を変えて、“複数のシステム”を整備することで、権利保護と利活用促進の新たなバランスを構築すべきである。
- (5) “複数のシステム”整備に当たっては、既存の制度に加え、i)著作物を互いに自由に利活用しあう形態のものや、ii)多額の投資の回収が不可欠な著作物等を対象とした、円滑な利活用の促進と実効的な保護等による著作物の財産的価値実現に主眼をおいたものが考えられ、いずれを活用については、権利者の意思に委ねられるようにすることが考えられる。なお、今後、議論すべき「複数のシステム」の具体的内容は、例えば次のようなものが挙げられる。
- ①登録制の導入及びその法的効果のあり方
 - ②許諾権と報酬請求権、刑事罰の有無の使い分けの検討
 - ③フェアユース概念の導入の是非

以 上